

「医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する計画」

当院では医療従事者の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っております。

■医療従事者の負担軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

○医師の負担軽減及び処遇の改善に資する体制の具体的な取組内容

1.医師と多職種との役割分担

- ・多職種からなる各委員会にて課題解決の取組
- ・看護師による点滴ルート確保/静脈注射等の実施
- ・看護師、事務職による検査手順/入院事前説明の実施
- ・クリニカルパスの継続的な見直し
- ・多職種による患者・家族への対応
- ・薬剤師による服薬指導
- ・医師の指示のもと、医師事務作業補助者による診断書の作成、電子カルテの代行入力
(主治医意見書、診療録記載、書類類作成など)
- ・医師事務作業補助の分母拡大
- ・医師の指示・管理のもと行われる療法士による身体障害者手帳申請に関わる計測
- ・各検査部門のデータ品質管理

2.勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施。

3.前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保。

○看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取組内容/業務の見直し

- ・看護補助者、助手、クラークの配置による看護職員の負担軽減
- ・看護職員と多職種との業務分担
- ・時間外労働が発生しないような業務量の調整
- ・業務量に応じた多様な勤務形態の導入
- ・安定的な欠員補充と定着促進

■外来適正化の取り組み

- ・予約制の実施、逆紹介の推進、地域連携の強化

■産休、育休制度

- ・男性育休の取得推進

■有給休暇、特別休暇の利用促進

■短時間勤務制度

- ・妊娠、子育て中、介護中の職員職員に対する配慮

■ワークライフバランスの推進

看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み事項

1.看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制

- 1) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する責任者
看護部長
- 2) 看護職員の勤務状況の把握等
勤務時間 平均週 34 時間 48 分 (R7 年 4 月時点)
月平均夜勤時間 54 時間 18 分/人 (R6 年度)
月平均残業時間 3 時間 09 分/人 (R6 年度)
連続勤務 5 日以内
2 交代の夜勤に係る配慮
①勤務後の暦日の休日確保 ②勤務希望を考慮し柔軟な勤務計画表の作成
③仮眠時間の確保
- 3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会
急性期補助者業務改善委員会 開催頻度 2 ヶ月に 1 回 参加人数約 8 人
- 4) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する計画
計画の策定、年 1 回の見直し
職員に対する計画の周知 (院内掲示、ホームページに掲載)

2.看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する具体的な取組内容

- 1) 業務量の調整：業務量に応じた多様な勤務形態の導入
- 2) 看護職員と他職種との業務分担
リハビリ職種・管理栄養士・医療相談員・臨床検査技師・放射線技師・薬剤師
医師事務作業補助者
- 3) 看護補助者の配置
- 4) 病棟クランクの配置
- 5) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
①夜勤の減免制度 ②育児休暇明け短時間勤務 ④介護・看護休暇制度
⑤時間外労働が発生しないよう業務内容の調整 ⑥他部署等への配置転換
- 6) 夜勤における看護業務の負担軽減
①看護補助者の夜間配置 ②夜勤時間数 72 時間/月平均 ③夜勤翌日の休暇
④業務量に応じて中遅番・遅番・早番勤務の導入 ⑤夜勤連続回数は 1 回まで
⑥勤務希望に配慮した勤務表作成⑦11 時間以上の勤務間隔の確保
- 7) 定着促進と余剰人員の確保
①定期的な懇親会とプリセプター制度の活用・入職者教育②余剰人員の確保

計画期間 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日までの 1 年間

2025 年 4 月 新上三川病院
急性期補助者業務改善委員会